

# 「サービス等利用計画」 「児童支援利用計画」と相談支援事業について

障害福祉サービスや児童通所支援等を利用する場合、必ず、「サービス等利用計画（案）」または「児童支援利用計画（案）」を作成し、市に提出する必要があります。

## ○「サービス等利用計画」（「児童支援利用計画」）とは？

障害のある方の心身の状況やその置かれている環境、希望する生活、自立した生活が送れるよう支援する上で必要な方針や解決すべき課題、福祉サービス等の種類、内容、福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載したものです。

## ○ 誰が計画（案）を作るの？

市の指定を受けた「指定特定（児童）相談支援事業者」の相談支援専門員が作成します。

相談支援専門員は、計画案を作成したら、利用者がサービスをスムーズに受けられるよう、市の支給決定後に、サービス提供事業者と担当者会議を開催します。

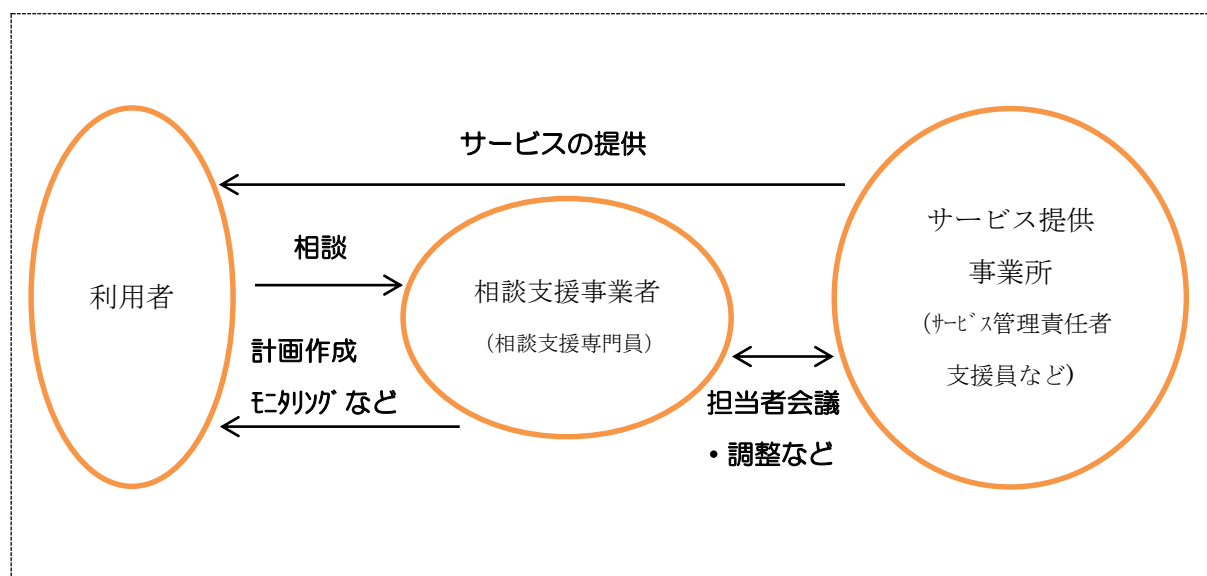
計画を作成した後も、一定期間（通常は6ヶ月または1年。ただし事情により見直しあり）ごとに、利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて、計画を見直したり、利用しているホームヘルプや通所などサービス提供事業所との連絡調整等、継続的に支援します。

なお、利用計画（案）作成及びモニタリングにかかる利用者の費用負担はありません。

## ☆ 相談支援事業者に依頼するメリット

- 相談支援専門員から、手続きやサービスについてわかりやすく説明してもらえます。
- 困っていることや、やりたいこと、目標について一緒に考え、希望や必要性に沿った色々なサービスを提案してもらうことができます。
- 定期的にモニタリングを受けることで、自分のことを振り返ることができます。
- サービスの利用や生活で困ったことについて相談でき、サービス提供事業所との間に入って調整してもらうことができます。
- 原則として、利用しているホームヘルプや通所している事業所を辞めたり他の事業所に移っても、相談支援事業者を変える必要はありませんので、自分のことをよく分かってくれている相談支援員にそのまま続けて相談することができます。

## 相談支援事業者・サービス提供事業者との関係（イメージ）



### ○ どの相談支援事業者に依頼すればいいの？

相談支援事業者（相談支援専門員）は、障害のある方にとって、サービス利用をはじめとする生活の大切なパートナー（相談相手）ですので、それぞれの相談支援事業者が得意とする障害種別や、自宅からの距離などを参考にしながら選んでいただくことになります。

利用（を予定）しているサービス提供事業者から紹介してもらうこともありますが、サービス利用と相談支援の契約はまったく別ですので、そこと契約しなければならないということはありません。

どの相談支援事業者に依頼すればいいかわからない場合は、鹿児島市の障害者基幹相談支援センター（相談センターサポート）までご相談ください。

#### 鹿児島市障害者基幹相談支援センター（相談センターサポート）

鹿児島市山下町15-1 市民福祉プラザ3階

電話：099-226-1200 FAX：099-226-1144

e-mail：[kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp](mailto:kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp)

受付時間：月・火・木・金・土（年末年始、祝日を除く）の10時～18時

#### ◎ 制度についてのお問合せ先

鹿児島市 障害福祉課 自立支援係 電話 099-216-1304 FAX 099-216-1274

保健予防課 保健対策係 電話 099-258-2351 FAX 099-258-2392